第六条第二項中「建築設備」を「建築設備等」に改め、「安全上」の下に「、防火上又は衛生上」を加え、同条第三項中「（令第百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。）」を削り、「別記第三十六号の三様式」を「別記第三十六号の四様式」に、「別記第三十六号の三の二様式」を「別記第三十六号の五様式」に改め、「、令第百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六号の三の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の四様式」を削り、「又は国土交通大臣」を「、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣」に改める。

第六条の二第一項中「（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「建築設備」を「建築設備等」に改め、「安全上」の下に「、防火上又は衛生上」を加え、同条第二項中「又は法第八十八条第一項」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（工作物の定期報告）

第六条の二の二　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告の時期は、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超えるものに限る。以下「看板等」という。）又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等（以下単に「昇降機等」という。）（次項及び次条第一項においてこれらを総称して単に「工作物」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一　法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項及び第三項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

二　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定により特定行政庁が指定する工作物について、築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、令第百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の十様式、別記第三十六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が工作物の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（国の機関の長等による工作物の点検）

第六条の二の三　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第二項及び第四項の点検（次項において単に「点検」という。）は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

第六条の三第一項中「第十二条第八項」の下に「（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号イ中「別記第三十六号の二の五様式」を「別記第三十六号の三様式」に改め、同項第二号イ中「別記第三十六号の三の二様式」を「別記第三十六号の五様式」に、「法第八十八条第一項に規定する昇降機等」を「観光用エレベーター等」に、「別記第三十六号の四の二様式」を「別記第三十六号の七様式」に、「及び」を「（看板等に係るものを除く。）及び」に改め、同項第三号イ中「令第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物」を「観光用エレベーター等」に改め、同号ハ中「別記第三十六号の三の二様式」を「別記第三十六号の五様式」に、「令第百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター」を「観光用エレベーター等に係るもの」に、「及び別記第三十六号の三の四様式」を「、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものに限る。）及び別記第三十六号の十一様式」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防火設備に係る台帳　別記第三十六号の四の四様式による定期検査報告概要書その他特定行政庁が必要と認める事項

第六条の三第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　第六条の二の二第三項に規定する書類

第六条の三第四項中「建築物」の下に「又は工作物」を加え、同条第五項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第二号中「及び第八号」を「から第九号まで」に改める。

第六条の四の次に次の二十三条を加える。

（建築物調査員資格者証等の種類）

第六条の五　法第十二条第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

2　法第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

（建築物等の種類等）

第六条の六　建築物調査員が法第十二条第一項の調査及び同条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「調査等」という。）を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第十二条第三項の検査及び同条第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「検査等」という。）を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の㈠欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証（以下この条において「建築物調査員資格者証等」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の㈡欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二条の二第一項第二号及び法第十二条の三第三項第一号（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める講習は、同表の㈠欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に応じ、それぞれ同表㈡欄に掲げる講習とする。